

## 小樽商科大学研究報告原稿作成基準

### 第1. 趣旨

この基準は、小樽商科大学研究報告投稿規程第10条の規定に基づき、小樽商科大学研究報告（以下「研究報告」という。）に投稿する論文等の原稿（以下「論文原稿」という。）の作成に必要な事項を定める。

### 第2. 投稿時の提出物

研究報告に投稿する時は、小樽商科大学研究報告編集委員会（以下「委員会」という。）に以下のものを提出する。

- (1) 論文原稿及びその原稿の電子ファイル
- (2) 論文原稿で用いた図・表・写真及びそれらの電子ファイル
- (3) 必要事項を記入した小樽商科大学研究報告投稿申込書（別紙1）

### 第3. 書式及び原稿規定枚数

(1) 論文原稿の書式はA4判とし、次の表に示す1頁の字数・行数及び刷り上がり頁数を上限として提出する。なお、上限を超えると、掲載が次号へ分割・延期になる場合がある。

区 分		1頁の字数・行数	刷り上がり頁数
和 文	論説	横書	35字×28行 40頁以内
		縦書	51字×19行 40頁以内
	研究ノート・判例評釈・ 書評・その他	横書	35字×28行 20頁以内
		縦書	51字×19行 20頁以内
欧 文	論説	横書	65字×24行 60頁以内
	研究ノート・書評・その他	横書	65字×24行 30頁以内

(2) 研究報告に使用する字体については、次のとおりとする。

(イ) 使用フォントは、原則として和文はMS明朝、欧文はTimes New Romanとする。

(ロ) 使用ポイントは、原則として次の表のとおりとする。

	タイトル	サブタイトル	著者名	概 要	本 文	見出・章	参考文献	脚 注
和文	14	10	10	9	9	10	8	8
欧文	14	10	10	9	9	10	8	8
備考	太字					太字		

(ハ) 前項(イ)、(ロ)に依らないフォント、ポイントを使用する場合はあらかじめ委員会の了承を必要とする。

(ニ) 体裁については、委員会において決定する。

#### 第4. 原稿作成の留意点

- (1) 機種依存文字（修飾文字等）は、原則として用いないこととするが、特殊な記号、文字（欧文文字、上付・下付・斜体文字等）は、印字できないこともあるので、朱書きで注をつける等の表示をする。
- (2) 欧文文字を手書きで示す場合は、必ず活字体を用いる。イタリック体、スモールキャピタル等特別な書体を用いるときは、その旨を明示する。
- (3) 傍点は、文字の頭部に付す。
- (4) 脚注は、本文中の当該箇所に上付の算用数字で記し、通し番号を用いる。脚注原稿は、本文原稿の後にまとめて綴じる。参考文献リストがある場合も、その原稿を脚注原稿の後にまとめて綴じる。
- (5) 参考文献等の引用方法は執筆者の専攻分野の慣行に従う。

#### 第5. 図・表・写真

- (1) 図・表をデジタル・データで提出する場合も、印刷したものを付す。また、特殊なファイル形式には対応できない場合もあるので、提出の際にその形式を付記する。
- (2) 図・表・写真は、挿入するおおよその位置と必要な場合には大きさを指示する。
- (3) 図・表・写真などの引用・転載にあたっては、著者自身が、原著者の著作権保有者の許可を取る。
- (4) 図・表・写真は、著者が提出したものをそのまま印刷に使用する場合には、著者の責任において完全なものを提出する。
- (5) 写真は、印画紙にプリントしたものを提出する。ネガフィルムは、受け付けない。
- (6) カラー写真をモノクロとして使用する場合は、明暗が不鮮明になることがあるので原稿の作成時に注意する。
- (7) 写真の中に直接文字や記号が入る場合は、著者がそのように作成したものを提出する。

#### 第6. 雑則

この基準に定めるもののほか、論文原稿の作成について必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成19年10月31日から施行する。